

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町公民館使用料徴収条例第 2 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町公民館使用料徴収条例第 2 条、第 3 条、別表
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町公民館使用料徴収条例 (使用料の徴収)</p> <p>第 2 条 公民館の使用に当たっては、別表に定める使用料を徴収する。 2 前項の使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (徴収の時期)</p> <p>第 3 条 前条の使用料は、使用の承認を受けたときに納付しなければならない。 別表 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日